

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【公開番号】特開2008-260867(P2008-260867A)

【公開日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【年通号数】公開・登録公報2008-043

【出願番号】特願2007-105217(P2007-105217)

【国際特許分類】

C 09 J 7/02 (2006.01)

C 09 J 201/00 (2006.01)

【F I】

C 09 J 7/02 B

C 09 J 201/00

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月16日(2010.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、感圧粘着層を、独立したドット状(島状)等にパターン形成すると共に、前記感圧粘着層を、前記ドットごとに独立して、被粘着面に転写させて、糸曳きを防止することが提案されている(特許文献1)。感圧粘着層を、前記ドット状等の、所定の平面形状パターン形成した感圧転写粘着テープは、通常、複数本の感圧転写粘着テープを包含する幅を有する帯状の基材の片面に、感圧粘着層のもととなる粘着剤を、グラビアロールコート法等によってパターン形成して、感圧粘着層を形成した後、前記基材を、複数本の感圧転写粘着テープの幅にスリットして製造される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

本発明の構成は、以上で説明した図の例には限定されない。例えば、本発明の製造装置は、従来公知の、種々の構成を有するスリッタに、吐出装置を組み込んで構成することができる。その他、本発明の要旨を変更しない範囲で、種々の設計変更を施すことができる。